

## 「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン（案）」 についてのパブリックコメントの結果について

「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン（案）」について、広く市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

1. 募集案件 「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン（案）」
2. 募集期間
  - ・令和6年2月9日（金）から令和6年2月28日（水） 20日間
3. 閲覧場所
  - ・南砺市公式ホームページ
  - ・各市民センター、中央図書館および地域包括ケアセンターの情報公開コーナー
4. ご意見の提出方法
  - ・郵送
  - ・ファックス
  - ・電子メール
  - ・直接持参
5. 提出されたご意見（件数）
  - ・個人1件（電子メール1件）
6. ご意見の内容  
別添による。
7. 市の考え方（回答及び対応）  
別添による。

「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン(案)」に対して、市民から提出されたご意見と市の回答について

令和6年2月29日

総合政策部 こども課

令和6年2月9日（金）から令和2年2月28日（水）にかけて実施した「南砺市こどもの権利条例(案)」に対するパブリックコメントにつきまして、貴重なご意見をありがとうございました。

期間中に寄せられましたご意見は1件でした。

それらのご意見をまとめた内容と市の回答を公表いたします。

## 市の考え方（回答及び対応）

令和6年2月9日（金）から令和6年2月28日（水）まで実施した「南砺市こどもの権利推進に関するアクションプラン（案）」についてのパブリックコメントにおいて、期間中に1件のご意見をいただきました。

ご意見の内容と市の回答及び対応は次のとおりです。

受付番号	ご意見の内容	市の回答及び対応
1	<p>食物アレルギーのある家庭に、保育園で使用する業務用調味料が個人購入できる様な対応を市が構築して欲しいです。生きるために食べ物は必須です。</p> <p>業者へ問い合わせしましたが個人で購入はできないと返答あり。アレルギー通販で取り扱ってないものもあります。食物アレルギーは個人により違い難しとはいえ、就学先では対応できないこともあり親も自分で全て把握するのも難しく、困っています。こども権利条約で守られることではないかと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、プランの施策「3環境づくり」に関わる内容として参考にさせていただきます。</p> <p>生きるために食べ物は必須であり、こどもの成長に食はとても重要です。しかし、納入業者の公平性を保つため、市では物品販売の取扱いやあっせんは行っていません。</p> <p>なお、保護者から個別に相談を受けた場合は、内容に応じて地区担当保健師や業務担当者が対応させていただいています。</p>

問合せ先：  
南砺市役所 総合政策部  
こども課 子育て応援係

担当：道宗、川田  
電話：0763-23-2010